#### 家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表

第1条 (同左)

(平成26年7月15日変更承認) (下線は変更部分)

新\_\_\_\_\_

旧

家庭電気製品小売業における表示に関する公 正競争規約施行規則 家庭電気製品小売業における表示に関する公 正競争規約施行規則

- 第1条 家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「家電品」とは、別表に定めるものをいう。
- 2 前項の家電品について、家庭用の範囲を定める 必要があるときは、公益社団法人全国家庭電気製 品公正取引協議会(以下「公正取引協議会」とい う。)が決定するものとする。
- 第2条 第1項~第4項第1号(同左)
- 第2条 規約第3条第1項第1号及び第2号に規定する「品名」及び「製造事業者名又は商標名」の表示は、当該家電品について通常使用している呼び名、例えば、「〇〇エアコン」、「カラーテレビ〇〇」等家電品の名称と製造事業者名又は商標名とを組み合わせたものによることができる。
- 2 規約第3条第1項第1号に規定する「型名」とは、家電品の型式ごとに付いている略号(例えば「AB-10」、「CD-75」)等をいう。
- 3 規約第3条第3号に規定する「自店販売価格」 に、他の文字、記号、斜線等を重ね合わせたもの は、明瞭に表示したものとはならないものとす る。
- 4 規約第3条第2項に規定する複数商品のセット販売に係る自店販売価格の表示は、次によるものとする。
  - (1) ステレオ再生装置のセット販売に当たって は、システムコンポ、組合せバラコン、モジ ュラータイプ等をそれぞれ単一本体とみなし て、当該システムコンポ等の販売価格を表示

f 旧

することができる。

- (2) 多品目の家電品のセット販売においては、 そのセットに係る家電品の販売価格の総額の みを表示することができる。
- 5 規約第3条第3項に規定する付帯据付工事等を必要とする家電品は、エアコン及び電気食器洗い乾燥機とし、これら家電品については、工事に要する部品・部材の価格、工事価格及びこれらの合計金額並びに一般消費者の負担の有無を、当該料金が適用となる家電品の種類ごとに表示するものとする。ただし、チラシ等において複数の商品を表示する場合には、標準的な工事料金である旨明記し、その一例を表示することができる。
- 第3条 規約第4条に規定する保証、修理、配送、 支払条件、割賦販売条件等について表示する事項 は、それぞれ次のとおりとする。
  - (1) 保証 保証の対象となる商品の範囲、保証 の限度額、保証の回数、一般消費者の費用負 担の有無、保証期間、免責に関する事項その 他保証に関する重要事項
  - (2) 修理 修理の対象となる商品の範囲、一般 消費者の費用負担の有無その他修理に関する 重要事項
  - (3) 配送 配送する商品の範囲、一般消費者の 費用負担の有無、配送に要する日時、配送の 地理的範囲その他配送に関する重要事項
  - (4) 支払条件 一般消費者に費用負担がある場合の支払手段及びその適用条件その他支払条件に関する重要事項
  - (5) 割賦販売条件 割賦販売価格、支払回数、

(2) 多品目の家電品のセット販売においては、 そのセットに係る家電品の販売価格の総額の みを表示することができる。<u>ただし、特段の</u> 合理的な理由がある場合を除き、セットを構 成する主要な家電品を単体として販売する場 合は、それぞれの販売価格も表示しなければ ならない。

5 (同左)

第3条 (同左)

新 旧

支払期間、各回の支払額、金利その他手数料の実質年率その他割賦販売条件に関する重要 事項

第4条 次の各号に掲げる用語のチラシ等における使用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 高割引率・高割引額であることを訴求する 用語

自店平常(旧)価格、店頭表示価格等から 10パーセントを超える割引率又は割引額となる旨の用語を使用する場合には、当該割引率 又は割引額が適用される家電品の製造事業者 名、型名を記載して行うものとする。10パー セントを超えるポイント(一定のポイントを 一定の率で金額に換算するなどの方法によ り、事後の取引に係る商品又は役務の販売価 格の一部又は全部の減額に充当できるものを いう。以下同じ。)を提供する旨訴求する場合 も同様とする。

(2) 高割引率・高割引額であることを幅のある 数値をもって訴求する場合の当該数値

自店平常(旧)価格、店頭表示価格等から 10パーセントを超える割引率又は割引額となる旨を幅のある数値を使用して行う場合に は、当該数値の中で最も大きい数値は、その 最大割引率又は最大割引額が適用される家電 品の数が、チラシ等に掲載されている家電品 総数の10パーセント程度以上でなければ使用 してはならない。10パーセントを超えるポイントを提供する旨幅のある数値をもって訴求 する場合も同様とする。

2 他の事業者の販売価格に対抗して自店販売価 格を安くする旨表示する場合であって、その自店 販売価格によって販売することについて何らか 第4条 第1項(同左)

(新設)

新 旧

の条件が付されているときは、その条件は、主た る訴求事項に近接して、かつ消費者に分かりやす い用語で明示するものとする。

- 3 事業者は、前二項に掲げる用語のほか、事実で あることを証明することができない内容の表示 又は事実であることを証明することが著しく困 難な内容の表示をしてはならない。
- 第5条 規約第6条に規定する用語の意義は、それ | 第5条 (同左) ぞれ次に定めるところによるものとする。
  - (1) 「自店販売価格」とは、取引を申し出た期 間における当該申出に係る家電品を実際に販 売しようとする価格をいう。
  - (2) 「メーカー希望小売価格」とは、製造事業 者、輸入総代理店等小売販売事業者以外の者 (以下「製造業者等」という。) が、自己の供 給する家電品にその希望する小売価格として 付し、かつ公表した価格をいう。
  - (3) 「自店平常(旧)価格」とは、取引の申出 に係る家電品について、最近相当期間にわた って販売されていた家電品の販売価格であっ て、売出しの開始日以前の8週間のうち過半 の期間において実際に販売されていた価格を いう。ただし、販売されていた期間が8週間 未満の場合には、当該期間の過半の期間かど うかにより判断するものとするが、その場合 においても、その販売期間は通算して2週間 以上であり、かつ当該価格で販売された最後 の日から2週間以上を経過していないことを 要する。
  - (4) 「オープン価格商品」とは、製造業者等が メーカー希望小売価格を付さないで発売して いる家電品又は製造業者等が発売後メーカー 希望小売価格を撤廃した家電品をいう。
- 2 家電品を販売するに際して一般消費者にポイ

2 事業者は、前項各号に掲げる用語のほか、事実 であることを証明することができない内容の表 示又は事実であることを証明することが著しく 困難な内容の表示をしてはならない。

新

ントを提供することとしている事業者が比較対 照価格として自店平常(旧)価格を用いる場合に おいて、平常提供するポイントを大幅に上回るポ イントを提供するときは、平常提供するポイント 数又はポイント率を表示するものとする。

第6条 自店販売価格より安い価格を実売価格と して表示することは、規約第7条第1号の表示に 該当する。

- 2 次に掲げる表示は、規約第7条第2号の表示に 該当する。
  - (1) メーカー希望小売価格よりも高い価格をメーカー希望小売価格として比較対照価格とすること、又はメーカー希望小売価格がないときに任意の価格をメーカー希望小売価格として比較対照価格とすること。
  - (2) 実際に販売されていた価格よりも高い価格を自店平常(旧)価格として比較対照価格とすること、販売実績のない商品若しくは短期間しか販売実績のない商品の価格を自店平常(旧)価格として比較対照価格とすること、又は過去の販売期間のうち短期間においてのみ用いられていた価格を自店平常(旧)価格として比較対照価格とすること。
- 3 オープン価格商品について、撤廃されたメーカ ー希望小売価格又は架空の価格をメーカー希望 小売価格として表示することは、規約第7条第3 号の表示に該当する。
- 4 次に掲げる表示は、規約第7条第6号に該当する。
  - (1) 「激安」、「投げ売り」、「大出血超特価」等の表現を用い、事実に反して過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示
  - (2) 販売価格の表示において、高率又は高額な

第6条 第1項~第4項(同左)

新	IB
	IH
表示しているにもかかわらず、当該率又は額	
が適用される商品が僅少な場合の当該表示	
(3) 任意に設定した販売価格又は平常販売して	
いる価格を合理的な根拠がなくいったん引き	
上げて設定した販売価格を用いて、当該価格	
から高率又は高額な値引き又はポイントの提	
供を行うとする表示	
5 「他店圧倒」等の実現が困難と思料される内容	(新設)
の表示は、規約第7条第12号に該当する。	
6 保証、修理、配送、支払条件等の取引条件に係	5 (同左)
る事項について、実際のもの又は自己と競争関係	
にある他の事業者に係るものよりも有利である	
と表示しているにもかかわらず、当該取引条件が	
適用される場合が限定されており、かつ、当該限	
定されていることが明示されていないときは、規	
約第7条第14号に該当する。	
第7条 規約第8条第1項第1号に規定する「取引	第7条 (同左)
を行うための準備がなされていない場合」を例示	
すると次のとおりである。	
(1) 店舗において通常は展示販売されている商	
品について、広告商品が店頭に陳列されてい	
ない場合	
(2) 引渡しに期間を要する商品について、原則	
として売買契約後引渡しまでに7日以上の期	
間を必要とするため、通常、一般消費者が取	
引に応じないことが明らかな場合	
(3) チラシ等に販売数量が表示されている場合	
であって、その全部又は一部について取引に	
応じることができない場合	
(4) チラシ等において写真等により表示した品	
揃えの全部又は一部について取引に応じるこ	
とができない場合	

(5) 単一の事業者が同一のチラシ等においてそ

新	旧
の事業者の複数の店舗で販売する旨を申し出る場合であって、当該チラシ等に掲載された店舗の一部に広告商品を取り扱わない店舗がある場合  2 規約第8条第1項第1号に規定する「その他実際には取引に応じることができない場合」とは、広告商品が売却済みである、広告商品が処分を委託されていない他人の所有物である場合等をいう。	
第8条 規約第8条第1項第2号及び第3号に規定する「その限定の内容が明瞭に記載されていない場合」とは、規約第8条第2項に規定する基準による表示を行っていない場合をいう。	第8条 (同左)
第9条 規約第8条第1項第4号に規定する「実際には取引する意思がない場合」とは、チラシ等に表示した商品を合理的な理由がないのに一般消費者に対して見せない場合、チラシ等に表示した商品に関する難点をことさら指摘するなどして当該商品の取引に応じないことが明らかな場合等をいう。	第9条(同左)
第10条 規約第8条第2項第1号の連合広告における販売数量の表示は、次によるものとする。 (1) 店舗により販売数量が異なる場合は、その旨及び全店舗のうち最も販売数量の少ない店舗の数量を表示する。 (例)「店舗により販売数量が異なりますが、各店少なくとも20台はあります。」 (2) 全店舗における販売数量を一括管理している場合であって、全店舗における総販売数量に達するまでは、いずれの店舗においても販売するときは、その旨及び総販売数量を表示する。	第10条(同左)

新 旧 (例)「店舗により販売台数は異なりますが、 広告商品については総販売数量〇〇台 に達するまでは全店舗で注文に応じま す。」 (3) 前二号の場合であっても、広告した家電品 を販売しない店舗があるときは、その旨を表 示する。 2 規約第8条第2項第4号で規定する「施行規則 で定める方法」とは、それぞれ次のいずれかに該 当する方法をいう。 (1) 同号アの店舗展示現品を処分する場合は、 チラシ等においてその旨及び販売数量を明示 するものとする。 (2) 同号イの季節商品を処分する場合は、1年 間に、夏物商品及び冬物商品各1回の範囲内 で、チラシ等において当該商品が季節商品で ある旨及び販売数量を明示して行うものとす る。 (3) 同号ウの閉店、店舗の移転、統合、改装等 により処分する場合は、1年間に2回の範囲 内で、かつ、前号の場合と合わせて1年間に 4回までの範囲内で、チラシ等において閉店、 店舗の移転、統合、改装等による旨及び販売 数量を明示して行うものとする。 第 11 条 (同左) 第11条 公正取引協議会は、規約、施行規則の運 用に関する事項について、運用基準等を定めるこ とができる。 2 前項の運用基準等を定め、又は変更したとき は、速やかに消費者庁長官及び公正取引委員会に 届け出るものとする。 第12条 公正取引協議会は、この規約の円滑な実 第 12 条 (同左) 施に支障をきたす行為があると認められた場合

は、消費者庁長官及び公正取引委員会に報告する

# 新

等の措置をとることができる。

## 別表

種 類	内 容	
1 映像、音	放送受信、録音録画、再生等の	
響機器	ための機器	
2 情報通信	文字、画像、音声等の情報の処	
機器	理及び通信のための機器	
3 冷凍、冷	食品を低温で保存するための	
蔵機器	機器	
4 調理機器	食品の調理のための機器	
5 家事関連	空車の利便性のための機即	
機器	家事の利便性のための機器	
6 理美容、	理美容、身体の健康、清潔の維	
健康機器	持及び促進のための機器	
7 空調機	冷暖房、除湿、加湿、換気等住	
	空間の快適化のための機器	
8 暖房機器	熱源に電気、灯油 <u>、ガス</u> を使用	
	する暖房、採暖のための機器	
9 電球、照	専門的な工事を必要としない	
明器具	照明器具及び管球	
10 <u>電池</u>	家庭用機器に使用する電池	

#### 別表

種 類	内 容
1 映像、音	放送受信、録音録画、再生等の
響機器	ための機器
2 情報通信	文字、画像、音声等の情報の処
機器	理及び通信のための機器
3 冷凍、冷	食品を低温で保存するための
蔵機器	機器
4 調理機器	食品の調理のための機器
5 家事関連	空車の利便性のための機即
機器	家事の利便性のための機器
6 理美容、	理美容、身体の健康、清潔の維
健康機器	持及び促進のための機器
7 空調機	冷暖房、除湿、加湿、換気等住
	空間の快適化のための機器
8 暖房機器	熱源に電気、灯油を使用する暖
	房、採暖のための機器
9 電球、照	専門的な工事を必要としない
明器具	照明器具及び管球
10 <u>一次電池</u>	家庭用機器に使用する電池

## 附則

- 1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日以前に事業者がした行為については、なお従前の例によることができる。